

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
特定放射性廃棄物小委員会（第2回）

- 日時 : 令和5年12月11日（月曜日）16時00分～17時49分
- 場所 : 経済産業省別館2階238各省庁会議室及びオンライン開催

1. 開会

○下堀課長

定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第2回特定放射性廃棄物小委員会を開催いたします。

私は事務局を務めます経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。

また、途中からの参加になりますが、事務局から、本日は電力・ガス事業部長の久米も参加させていただきますので、ご承知おきください。

本日はご多忙のところ、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は伊藤委員が欠席との連絡を受けております。

また、本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構（NUMO）から、田川専務理事、植田理事、そして電気事業連合会から、合田最終処分推進本部長代理にご出席いただいております。

本日の小委員会は、対面とオンラインのハイブリッドにて行わせていただきます。また、本日の会議の様子はYouTubeの経産省チャンネルで生放送させていただきます。

委員の皆様には、事前にメールで資料をお送りしておりますが、対面でご参加の方はお手元のiPadをご参照ください。オンラインでご参加の方については、Teamsの画面上でも適宜投影をさせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認いたしますので、「配布資料一覧」をご覧ください。上から確認をさせていただきます。資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3、資料4が事務局の説明資料、資料5がNUMOの説明資料になります。加えて、前回の小委員会でご説明させていただいた、文献調査報告書の縦覧・説明会開催の期間に関する省令改正につきまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、参考資料1として省令改正案、参考資料2としてパブリックコメントの結果（案）を入れております。

パブリックコメントの結果としましては、公告、縦覧及び説明会の実施方法等に関するご意見を14件いただきました。

今回の改正は、縦覧期間を現在規定されている一月間よりも長い適切な期間を、地域の状況等に応じて柔軟に設定することを可能にするものでございます。この改正方針自体に大きく関わるような指摘はないと認識しておりますので、省令改正の手続きを適切に進めてま

います。

こちらの資料につきましては、ご参考まで、お時間のある際にご参照いただけますと幸いです。

資料は以上になりますが、もし資料に過不足などございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以降の議事進行は高橋委員長をお願いいたします。

高橋委員長、よろしくお願いいたします。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

それでは、議事次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。本日の終了予定は2時間程度の18時頃を念頭に置いております。議事運営に当たっての委員各位のご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載されているように、「最終処分施策の検討について」「対話活動の振り返りについて」の2点でございます。

まず、議題（1）では、最終処分に関する最近の動きと今後の施策の検討について、資料3と資料4に基づいて、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

続きまして、議題2では、これまで審議会でもご議論をいただきました対話活動の振り返りについて、その進め方を資料5に基づいて、NUMOからご説明をいただきたいと思います。

議題ごとに、一旦区切りますので、委員の皆様には、それぞれの議題に対し、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、プレスの皆様方は、これまでとさせていただきます。ご退席のほど、よろしくお願いいたします。

Y o u T u b e での傍聴は引き続き可能でございますので、引き続きY o u T u b eにてご覧ください。

それでは、議題1について、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

ありがとうございます。それでは、まず、資料3に基づきまして、最終処分に関する最新の状況をご説明いたします。

資料3の1ページでございます。これは前回もご報告いたしましたが、今年の7月から全国の地方公共団体等を個別に訪問する全国行脚を開始いたしておりまして、本年11月末時点で56市町村の首長様を訪問いたしました。

得られたコメントの一部、左の最終処分事業については、前回とほぼ同じで、少し加えることとして、左下の最終処分に慎重なコメントの中で「対馬市のこともあり、説明を受ける

だけで騒ぎになる」ということも、僅かですがありました。

それから、最終処分に限らず、せつかくの機会なのでエネルギー政策全般というものもご説明をしたりしているんですけども、右側のほうはエネルギー関係、特にカーボンニュートラルに関する企業誘致や支援策とか、電気代が高騰する中で、2030年の再エネ目標達成に向けた悩みであるとか、結構、再生可能エネルギー関係のご意見、ご質問などは比較的多いという状況でございます。

また、右下、地域の将来については、老朽化した発電設備、発電所の跡地とか、大規模の工場閉鎖に伴う新規事業や企業誘致に関心があるといったコメントも得られたところでございます。引き続き、各地方公共団体を訪問してまいりたいというふうに思っております。

それから、次のページ、2ページ目でございます。

基本方針の中にも、全国知事会等の場を活用して、働きかけを強化するというのがございました。この秋、全国知事会の事務局と相談しながら、47都道府県の東京事務所に集まる会議といいますか、そちらで最終処分施策の現状をご報告したり、あるいは全国原子力発電所所在市町村協議会の担当課長に対して、同様に情報提供したりしています。

また、右下の全国町村会との連携では、町村週報という広報誌があるんですけども、毎週約5,000部、各町村などに送られるものですが、こちらにもご相談をして、今の高レベル放射性廃棄物の最終処分事業と今後の取組についてということで、私の名前で文章を寄稿して載せていただいたというところでございます。

これに限らず、また今後も様々な場を活用しながら、最終処分に関する政策等の情報提供や働きかけを行ってまいりたいというふうに思っています。こちら、ご報告でございます。

続きまして、資料の4を開けていただければと思います。最終処分施策の更なる検討ということで資料をご用意いたしました。

こちら、ページをめくっていただきまして、前回の振り返り、議事概要を逐語で幾つか用意をしています。

それから、4ページ目は、対馬での議論の経緯を参考までにもう一度、こちらにも載せております。

5ページ目からが徐々に議論になっていくわけですけども、一つ、5ページ目で書いているところでございますが、最終処分について議論するハードルといたしまして、この賛否両論ある課題であること、日常でなかなか会話しづらいということ。それから、外国の例ですと、高レベル放射性廃棄物処分、あるいは原子力の話しというのを食卓で話せるような、というコメントがありましたけれども、いろいろな議論の場があって、いろんな選択肢があって、自らがその選択をしていくことが重要だというようなご指摘もあったところでございます。また、交付金の金額が非常に大きいことがむしろ足かせになっているんじゃないかというようなご意見もあったところでございます。

続いて、スライドの6ページでございます。

こちら、その対話に際し、賛否が問われる状況であると、なかなかこの対話がしづらいと

いいですか、そういった状況での対話のハードルというところでございます、対話の場が設定されたことの意味は、賛否を問うのではなくて、住民の方、一人一人がどういう意見があるのかということを知ったり、見たり、自分が発言して住民の方々が学ぶ機会を提供するのが対話の場だったはず、というようなご意見もあったところでございます。

次のスライド7ページでございます。

この対話の場というか、地域の方にとっては生活の一部であるということ。それから、ふだん、なかなか地域の将来などを話し合う機会はないといったことであるとか、地層処分や産業振興の観点の理解が深まることの重要性、こういったことについてもご意見をいただいたというふうに思っております。

そして、スライド8ページでございます。

最終処分法上のプロセスにおける文献調査の位置づけということで、対馬市長の会見の話と、これまで国が説明してきたプロセスに関することというのが、齟齬があるんじゃないかというご指摘で、そのとき私、お答えしましたけれども、要はこういったことがしっかり届いているだろうかというところが、課題としてご指摘されたんだというふうに認識をしております。

これらをまとめまして、9ページを開けてください。

文献調査実施地域を拡大するには、自治体や関係住民の理解と協力を得ることが重要だというふうに、最終処分法に基づく基本方針にも書いているわけですが、最終処分事業のもつ特質とか、あるいは地域を取り巻く環境、情報の不足といったような複数の要因が、この理解促進を妨げているのではないかという問題意識でございます。

下のほうに、少しかみ砕いて書いていますが、これまで、先ほど振り返ったようないただいたご意見に加えて、そもそも生活の場と、この最終処分事業というものが、なかなか現実的でないことによって、イメージが湧きにくく、分かりにくいということもあろうかと思えます。

それから、先ほど申し上げたような最終処分、賛否がある話について議論することのハードルとか、賛否が問われる状況における対話のハードルというのもあると思います。

さらには、地域の将来を議論する機会の少なさということで、逆に普段から地域の将来を議論するのはなかなか普通ではないので、いきなり最終処分事業とか、共生する地域の将来のイメージを議論しましょうといっても、なかなか急にそこまでできませんということかもしれません。

さらには、選定プロセスにおける文献調査の位置づけとか、交付金制度の意義というところも含めまして、情報の不足が自治体や関係住民の十分な理解が得られていないという状況につながっているのではないかという問題意識でございます。

こういった問題意識を踏まえまして、スライドの10ページに、これらの要因を踏まえた新たな施策の方向性（案）というのをお示ししております。

この新たな施策として、これまで取り組んできたことも引き続き続けつつ、新たにご意見

いただいた、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、例えば文献調査を実施しているかを問わず、専門家による勉強会とか視察等を通じて、最終処分事業に関する理解を深めながら、地域の将来を議論・検討する対話の機会であるとか、地域の発展ビジョンの具体化支援を国が行うこととしてはどうかというものでございまして、その際、あくまで、この最終処分というのは一つの、選択肢の一つでありまして、当該支援が文献調査に直結しないという、つまり賛否を問わないというようなことで、その差し迫った環境ではなくて、より冷静に、こういった理解を深めることというのを、そういった議論、対話の場を、国がご支援するといいますか、サポートする、こういった形の事業を新たに検討してはどうかというところでございます。

薄緑色のところにポイントなど書いておりますが、一つだけ補足すると、文献調査が始まると、例の交付金がありますけれども、この事業においては交付金を配るのではなくて、対話、議論に必要な経費といいますか、あるいは視察、それから必要な調査など、こういったものに限って国が支援する形としてはどうかというものでございます。

これが前半のお話でございます。

なお、スライド 11 ページにもありますとおり、6 月の放射性廃棄物ワーキンググループで決めた当面の取組方針の中でも本年度、地域の発展ビジョンの具体化への貢献というのがありまして、これを実現する事業として、事務局としてご提案するものでございます。

それでは、12 ページから、また別の観点でありますけれども、9 月 27 日の対馬市長の会見、意見表明、それから 10 月 30 日には研究・技術・教育の現場に携わる方々からの声明がありました。最終処分事業に関する風評面、あるいは安全面で、なかなか我が国で地層処分事業というのはできないんじゃないかといったようなご意見だというふうに認識をしております。

次のスライド 13 ページですね。

風評につきましては、先行する北海道の事例がございますので、そこで、どういう認識になっているかといえ、北海道庁は道議会、北海道議会での質疑において、調査の受入れや応募の検討当初には懸念の声があったけれども、調査開始後は、これまでのところ具体的な風評被害の声は寄せられていないという答弁があったところでございます。

また、次のスライド 14 では、これはあくまで参考です。寿都町と神恵内村のふるさと納税の返礼品が地元の水産、あるいは水産加工の物でございますけれども、実際に文献調査が開始されたのは 2020 年度の途中であります、2019 年度から 20 年度にかけて、寿都町も神恵内村も、ふるさと納税の額は上がっているというところでございます。

その水産加工物を返礼品として受け取る、受け取らないというような反応ではなくて、こういったファクトとして、お示した数字があるということでございます。

また、次のスライド 15 ページでございます。

日本の地層処分の可能性につきましては、平成 26 年の地層処分技術ワーキンググループの中間取りまとめにおいて、「段階的なサイト調査を適切に行うことにより、全ての天然現

象の長期的変動の影響を踏まえても尚、おのこのの好ましい地質環境とその地質環境の長期安定性を確保できる場所をわが国において選定できる見通しが得られたと判断できる」というふうに報告されているというところでございます。

安全面については16ページ、地層処分のリスクと対策の、リスク要因をしっかりと抽出して、立地や設計による対応を行った上で、解析による評価を繰り返して、生活環境へのリスクを低減するための対策を講ずるというところでございまして、17ページには、人工バリアとか天然バリアに関する安全性を、こういうふうに確認しますというような事例を、説明会等で使う資料において、ホームページにも公表していますけれども、こういった形で示しているところではございます。

18ページ、超長期のリスクの考え方、リスク対応・安全責任の考え方でありましてけれども、安全性に及ぼす影響が大きい項目を抽出して、リスクをできる限り小さくすると。検討の結果、安全基準を満たさなければ、その場所は地層処分に不適と判断するというところでございます。

地層処分における一義的責任はNUMOが負うということでありまして。したがって、その原子力損害賠償制度に基づく賠償責任もNUMOが負うということでありましてけど、NUMOが対応困難な事故等が発生した場合や、NUMOが解散した後については、国が必要な措置を講じるということになってございます。

こういった状況ではあるんですけれども、それが、なかなかうまく国民の皆様には伝わっているんだろうかという問題意識に立ち、19ページになりますけれども、この風評・安全面等に関して、改めて情報発信を強化するという方針で進めていけないかと。そして、必要に応じて、どういうふうに伝わるかということを考えた場合に、必要に応じて多様なステークホルダーとの対話、こういったものを深めていきながら理解を広げる、こういったことをしていってはどうかというふうに思っております。

それぞれ、強化する情報発信案がありますけれども、今申し上げたような最終処分のリスクと安全対策について、分かりやすいかどうかというところも含めまして、必要に応じて内容を追加検討・深掘りすることもあるかもしれないと思っています。

また、調査・選定プロセス中には、放射性廃棄物を一切持ち込まないということでありまして、風評面では、先ほど申し上げたような先行地域では、風評被害は確認されていません。

他方で一つ、この(4)にありますけれども、交付金、電源立地地域対策交付金ですが、水産業や観光業の支援、販売促進とか、あるいは観光のPRとか、こういった風評対策にも資する事業にも活用できるものでございます。こういったことをあらかじめ、いろんなものに使いますじゃなくて、むしろ、こういったことに使いますということで、しっかり交付金がどういうものに使えるかを、イメージを湧きやすくするような工夫もできないかと思っております。

また、交付金については、その意義について、国としては地域に敬意と感謝を示して、地域の発展と住民の福祉の向上を図るためのものであって、次の調査に進まなかった場合で

も、その意義はあって、返還を求めないということを対外的にもご説明していますし、これが、なかなか途中でやめたら交付金を返さないといけないんじゃないかという声は、最近でも聞かれることですので、こういったところも改めて情報を発信していくことが必要ではないかと思っております。

資料4のご説明については、以上でございます。

○高橋委員長

それでは、ありがとうございました。

それでは、ただいまの資源エネルギー庁からの説明について、ご質問もしくはご発言を希望される場合には、会場の方はネームプレートを立てていただき、リモート参加の方は「手を挙げる」機能にて、発言表明していただくようお願いいたします。順次、こちらから指名をいたします。

なお、発言時間に関しましては、できる限り多くの方にご発言をいただく機会を確保するため、大変恐縮でございますが通例どおり、お1人当たり2分程度でお願いします。

時間の目安としては1分が経過した段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。ご意見、頂戴したいと思いますが。

じゃあ、長谷部委員、それから吉田委員ですね。その順番で、まずはお願いします。

○長谷部委員

長谷部でございます。前回の第1回目、ちょっと欠席しまして失礼いたしました。

今回、この、特に対馬市長のコメントを拝見しまして、非常に強く思ったことが、文献調査をすると、そのまま、するっと候補地になってしまうという考え方が、非常に皆さんの中にすごい根づいているんだなということを、改めて感じました。

本来なら文献調査というのは、地質的な特徴、あと、その後の概要調査もそうだと思うんですけど、地質的な特徴を知るためのものであるために、決して、それをしたからといって処分場の候補になるというわけではないということを、もっとアピールするべきなのじゃないかなと思いました。

そう考えますと、スライドの中にも8番目でしたっけ。以前から拝見するプロセスの中の絵といいますか、ステップ・バイ・ステップでいくような図があるんですけども、この中で、やはり適地ではなければプロセスは終了するというのを、もっともっと進む場合と対等に大きく示すようにすることによっても、皆様に文献調査、概要調査イコール候補地ということではないということが分かっていたらいいんじゃないかなと思ひまして、そこを、まず、変えたほうがいいんじゃないかなと思ひました。

特に、その情報発信について、最後のほうのスライドで、こんな情報発信をするべきということがあったと思うんですけども、そのときにも、とにかくその文献調査イコール候補地ではないということを、もっともっと言うべきかなと思ひました。

あと、交付金のことなんですけれども、交付金で敬意と感謝を示すというような表現がよ

く出てくるんですけれども、もちろんそうだと思うんですけれども、やはりコストがかかることに対して、交付金って支払われるべきかなと思うので、そういう、何か謎なお金をもらおうという、やっぱり警戒心が生じるのではないかと思いますので、その感謝と敬意というようなことよりも、文献調査をすることによって発生するコストだということで、もう少しアピールしたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○高橋委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

私のほうも、今の長谷部先生の意見に近いんですが。まず、想定要因を踏まえた施策の方向性ということで、10 ページにこういう形で進めたいということについては、要は文献調査に限らず、その事前の段階からこういったことを進めていきたいという方向について、私は賛成ですので、ぜひ進めていただければというふうに思います。

一方で、強調すべきは8 ページとか、あと9 ページにもありますが、9 ページの、例えば文献調査開始が最終処分施設の受入れにつながるのではないかという不安、これがやはり明確に伝わっていない。

8 ページには、前回、寿楽先生からも言われていますけど、これまでの議論の中で、後戻りができるということと、いわゆる、今やっているコミュニケーションに、齟齬があるんじゃないかと思います。要は、ノーと言えないコミュニケーションをしているのではないかというふうにとられているような感じの部分があると思うのです。

したがって、対馬の市長さんも、最終的には文献調査を受け入れた以上、最後のページにあります、文献調査を受け入れた以上、次の段階に進まないという考えには至らなかったというふうに書いてあるのもそういった背景があるのではないかと。やはり、そこは明確に、これはエネ庁もNUMOもだと思うんですけど、駄目なところは文献調査の段階でも、概要調査の段階でも、駄目だと言える技術力、体制を、ちゃんと整備できていて、それを示すことで、市民の方たちや当事者の方々に信頼感を得てもらうというか、そこが一番重要なのではないかというふうに思います。

それと、もう一点。これは17 ページに関連するところなんですけど、安全性の確認のところ、4 万本が全て 1000 年後に喪失してしまうというか、それから漏れてしまうよという、閉じ込め性を失うというふうに書いてあるんですね。

これ、非常に保守的なやり方であることはそうなんですけど、これを、こういう説明をしたとしても、やっぱり次の 20 ページのところにある市長さんの発言で、下から二つ目にあるんですけど、「天然バリアについては地震等の想定外の要因による放射能流出等の想定も排除できず」ってありますね。これって、既に 4 万本が封じ込め性を失うということ自体、非常に最大限の想定外の安全評価をやっているにもかかわらず、それが伝わっていないとい

うのは、やっぱり、例えばこの17ページのところも、封じ込め性を失うというのは、どういう形で封じ込め性を失うというふうに考えているのかが伝わっていないという証拠だと思います。

つまり、地震でも何でもいいんですけど、そういう状況が非常に想定外のことも踏まえた上での、いわゆる保守的な部分である、技術的にも、そんなことを考えても大丈夫なんだろうと思ってもらうような。そういう、やっぱりコミュニケーションの側の今後の、この後のNUMOさんの話につながるかもしれませんが、そこら辺がうまく橋渡しができるようなコミュニケーションといいますか、メッセージを入れてもらうと、今後のいわゆる第二、第三の対馬とか、そういったものに関しても、こういう発言といいますか、考え方は最低限なくしていけることができるんじゃないかというふうに思います。その辺をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

今回、ご提案いただいたんですけれども、まず基本的な認識として、この9ページに理解促進を妨げている要因というのがあるわけなんですけれども、関連分野の諸研究の知見ですとか、過去の他分野も含めた例を踏まえると、この理解促進を妨げるのは一般に、知識や情報だけではなくて、やはり、その信頼とか信認とか、そういう次元のことが非常に重要で、今回のいろんなお取組の中で、その部分をどういうふうに解決していくのかということを、この観点から申し上げたいと思います。

まず、この10ページのところで、当該支援が文献調査に直結しないと、そういう形で、この支援事業のようなものをお考えだということで、この方向性には反対しないですけれども、では直結しないことをどういうふうに担保するのかというところが大事だと思います。

今も、吉田委員からもご発言があったように、まずはやはり撤退権の明確化というのは、これは従前から申し上げておりますけれども、これは後段の部分できちんと確保されるというのを、より一層、明確にさせていただくことが必要かなと思います。

それから、やはり第三者委員会等にこの支援事業の運営、あるいは監督を委任する等によって、これらの支援が推進官庁や実施主体の都合で進むものではないということ、一定、その推進の部分と距離を取るということも、特にこの文献調査に入る前で、直結しないということでの施策であるわけですから、やはり重要かなと思います。

さらに、例えばこの本事業の支援を受けた場合には、一定の期間をきちんとかけて取り組みを行うとか、それらの支援を終えた後には一定期間、モラトリアム期間を設けた上で、応募あるいは申入れという段階に進む等の、そういう制度上の工夫というのにも必要かなと思

います。

それから、この事業の中で、どういう支援が具体的にメニューとして出てくるかというところですけども、そこで、この 15 ページのところ、今も話があった地層処分の成立性等ですが、この辺りは、やはり異なる見解を持つ専門家にもおいでいただいて、その間の討議が、市民の皆さんの前で透明な形で見えるような、そういう場を設けることに対しても、この支援の対象とすべきだと考えます。これはもちろん、対話の場のほうでも、そういうことをこの間もなされたような情報をいただきましたけれども、その部分を今回のメニューの中にも明確に入れていただくとよろしいのではないかなと思います。

そうした点を踏まえまして、この 19 ページに対応方針（案）ということですが、こちら、この上の青いところで前段の情報発信の強化の部分は、ここにメニューが並んでいますけれども、文章の後段の多様なステークホルダーとの対話という部分も、ぜひ、同じような形式で、具体的にどういったことを施策としてはお考えなのかというのを、今回でなくても結構ですが、明確化、具体化していただければよろしいかなと思います。

そして、この全体を、基本方針でも今回も維持されておりますように、原子力委員会に第三者チェックを、政策、施策の全体のチェックというのも、やはりしてもらう必要があつて、これは数年間以上動いておりませんので、改めて経済産業省におかれては、原子力委員会にそうした要請をされて、基本方針にのっとって、政府全体でそうしたお取組をいただくように、ご尽力いただければというふうに思います。

それから、今日の資料も直前までご調整いただいたということで、会議が始まる 1 時間少し前ぐらいに頂戴しましたけれども、大変、皆さん、担当の職員の方、ご精励なんだと思います。こうした、さらに施策を強化するというのであれば、やはり、担当課の人員を増やしていただくであるとか、あるいは課長以下、この今日の資料 3 にもありますように、ほうぼうへお出かけになっているようですので、例えば各地域を回られる方と、全体の調整をされる方と、専門官みたいなものを置かれて役割分担されるとか、担当部局の体制強化ということも、人手不足が言われる折ではありますけれども、ぜひ、ご検討いただければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員長

それでは三井田委員、お願いします。

○三井田委員

三井田です。

私も、委員の皆さんがおっしゃっているとおり、対馬の方、首長さんがおっしゃっていた、多分、ハード的に文献調査段階でアウトだったら概要に行かないとは思っているでしょうし、概要の段階でも物理的にはねられればたとえ調査地域が立地希望しても駄目だとは思っているとは思うんです。

ただ、要は大丈夫だったとしても、大丈夫だから絶対やってよねと言われたい、地域が意

思表示しても逃げられないんじゃないかというところが誤解されていらっしゃる部分は、エネ庁さんとしても、そうじゃないと言っているわけですから、そこはやっぱり、ある程度、毅然と否定するというか、誤解されていらっしゃるけどそうじゃありませんよということ、やっぱり何度も打ち消していかないと。そうはいっても、最終的には逃げられないんでしょう？というふうに思われているんじゃないかなと思うので。そこは、いろんな方がこれから行脚していく中でも、いろんなリアクションをされていて、勘違いされているとか、うがった見方をされているという場合は、やっぱりある程度明確に、違う場合は違うと言わないと、何となく、もちろん言い方で、押しつけたりするような感じに取られかねないので、高圧的に言えないというのはあると思うんですけど。ただ、ある程度、明確に否定しないと、そういった危機感というか、勘違いを進めてしまうのかなと思うので、そこはちょっと気になりました。

それから、10 ページですかね。対話の場というか、文献調査の受入れ前に、少しハードルを下げて、もうちょっと手前のお話をしをするお手伝いをしたらどうかというご提案って、非常にいいアイデアだと思います。

ただ、エネ庁さん主体となって、単純に地域の発展のために話し合いましょうという枠組みをつくるのはどうかと思うので、せっかくエネ庁さんがお手伝いする訳ですから、せめてエネルギーの全体の、エネルギーミックスから始め、エネルギーの現状とか、よしあしみたいなことを含めた中での、いろんなセットメニューというか、どういった協力が地域として出来て、それが地域の発展に繋がる方向性があるのかという部分の切り口から、まずは理解してもらって、その中から応援する人が出てきて、さらに受入れを検討してくれというためには、そうやって、エネルギーという面にちょっとメニュー化してしまったほうがいいのかなと思ったので、そこも併せてお伝えしておきたいなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

織委員、どうぞ。

○織委員

ありがとうございます。私もほかの先生方と同じように、やはり文献調査の位置づけが非常に明確でないというところに、大きな問題点を感じます。

今回、ご提案いただいている内容というのが、文献調査の前に、もう少し勉強会なり、広く分かるものをしましょうという、そういうご提案かと思うんですけども、もともと本来、法の趣旨から考えて、なぜ文献調査を入れたのかという、このプロセスを、従来と異なって入れたということをもう一度考えていくと、まさに今、ご提案なさっているようなことを、文献調査の場でやっていこうという、これは必ずしもすぐに、ここが候補地になるとか、適地だから候補地になるという話ではなくて、あくまでも、その前段階でやっていこうということが、法律上、認められているという、こういう議論を経て、今回の制度設計がなされた

ということ、いま一度、その重みを感じて考えていく。

とすると、やはり、この文献調査の意味、どういうふうにやっていくのかということの具体的なイメージが分からないということが、一番大きいんだと思います。ここで何が議論されて、どうなっていくのか。本当に、じゃあ、嫌だよということが出来るのかどうかという具体例、こんな議論が行われていますよ。やっぱり、その次のステップに進むという情勢が、雰囲気が醸成されなかったから撤退ですよという、こういうことができるんだという具体例をどんどん積上げていって、フランクに話し合っていけるということが、本来の文献調査のところの趣旨だったと思うので、このプロセスを法律上のプロセスの趣旨をきちんと理解して、それが、よりよく徹底して理解されるのに具体的なイメージを湧かせるということと。

それから、もう一点。前も言っているんですが、交付金が高過ぎるんですよ。本当に自治体の方がおっしゃるように、これだけもらっているのに次に進まないわけにいかないんじゃないのと思うのは、ごく普通の感覚だと思います。本当に、単なる議論をしていくということであるならば、会議にかかる費用だけで十分なはずじゃないかと。まさに今、ご提案いただいているような、前段階で必要な資金だけで十分なはずなら、なぜ、そこにプラス、これだけの費用がかかるのかというところが、どうも明確ではないというところが、多分、一番大きいのかなと思います。

それと、もう一点、地域の将来を理解する機会の少なさというのは、これはいかななものかなという気がします。なぜ、最終処分場と地域の将来性が必ずリンクしなくちゃいけないのか。それを、エネ庁のほうで、何で提案しなくちゃいけないのか。それは、あくまでも地域の自発的な議論の流れの中として、処分場と過疎の問題とか、エネルギーの問題としてやりたいという話が出れば別ですが、そこまでお膳立てしてやるというのでは、やっぱりそれもルートが決まっているような形に見えてしまうんですね。あくまで、これは地域の、さらに話し合いたいなら、そういう話し合いもあるよと言って、ファシリテーターが一つの選択肢として出すなら、もちろんあり得ると思いますが、ここの中で、こういう形で入れていくのはいかななものかなという気がします。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員

10 枚目のスライドなんですけれども、やはり生活の場と離れた最終処分の分かりにくさではありますが、先週行われたエコプロでは、NUMOさんがジオ・ラボ号を展示して、非常に多くの子供たちや会場に来た方たちが、中に入って映像を見たり、周りに展示してある地下 300 メートルの模型を見て、ああ、こういうふうになるというのを、体験されたと思います。

本来、文献調査が始まる前に、もっと日本全国の方たちが、ああいったものを見ていれば、賛否、賛成、反対の議論から入るのではなくて、ああ、こういうことが将来、日本のどこかで必要なんだということを知った上での議論になっていくと思います。それが、まだまだ全国的に足りていないんだと思うんですね。

ジオ・ラボは非常に分かりやすいし、かなり前からあったと思います。日本全国、どこに何回行ったかという地図もありましたけど、やはり、限られている地域に何回も同じ場所に行っていたりして、なかなか日本全国の人たちが見る機会がなかったんだと思います。

特に、先週あったエコプロのように、大都市とか、本当にそういうことを全く知らない、電気をたくさん使っている地域の方たちが、ああいうことを見て知ることのほうが実は大切であって、そういう機会をもっともっと、増やしていくことが、文献調査が始まる前にそういう課題があるということを知ることが重要なことではないかと思います。

それと地域の将来に関する議論に関して、織先生からも発言がありましたが、本当はすごく重要で必要なことなんですけど、やはり、これと絡んでいると、そのためにお金がたくさん出ますよと、どうしてもつながってしまうので、多分そこが、何かいかがわしく思われてしまうんじゃないかと思います。

ただ、今、第五次環境基本計画に地域循環共生圏というワードが出たことで、各地域で自分たちの地域の将来、2030年の将来をイメージしようという曼荼羅づくりが非常に多く進んでいます。自分たちの地域が2030年、2050年には、どうあってほしいか。そのために今、何をすべきかということの設計を、地域の方たちが積極にしている地域がたくさんありますので、むしろ、そういう方たちにも、こういう話を知っていただく、いい機会になるんじゃないかなと思うので、そこがうまく何か一緒にできないかなと、私はずっと思っているんですけども、そういう人たちを掘り起こしていくことも重要なのではないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

高野です。

まず、一つ、資料の中に重要な情報が抜けていると思うので、ご指摘したいと思います。この資料4、事務局の説明資料2ですけれども、その4ページに対馬市での議論を紹介しているわけですけれども、つい最近、12月4日に対馬市の政治倫理審査会が報告書を出して、NUMOの行為は条例違反であったというふうに判断をしています。

私は非常に重要な内容が含まれていると思うんですけども、この文献調査がなかなか進まないということを議論しているのに、なぜ、そういうようなことを抜かそうとしているのか。私は理解ができませんし、まず、そのことに対して、ちょっと厳重な抗議をしたいと

いうふうに思います。

それに関連して、私はそれについて2点、伺いたいと思います。

まず、その報告書で政治資金規正法違反の疑いがあるというふうに指摘しています。審査会是对馬市市議が、青森県の六ヶ所村再処理関連施設などの施設見学の費用負担をNUMOから受け取ることは、政治資金規正法第21条第1項にある内容、つまり、その他団体からの政党及び政治資金団体以外のものに対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないという規定に違反する疑いがあると言及しています。

ここで言う寄附とは、同法第4条第3項で、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与または交付と規定しています。

審査会は、施設見学の費用負担は財産上の利益の供与であり、寄附に当たると判断しています。さらに、NUMOが直営で実施した施設見学へ市議が参加したことについては、公権力とされる請願の議決権を有することを無視して判断することはできず、政治活動であると判断しています。

そこで、NUMOにお伺いします。

NUMOによる施設見学の費用負担は、財産上の利益の供与と認識していなかったのでしょうか。また、審査会では指摘していませんが、この行為は刑法197条の贈収賄の疑いもあるのではないかと思います。このような法令違反の疑いがあり、刑事告発を受ける可能性すらある視察旅行を、市議会議員にそのリスクを負わせてまで、これからも継続するつもりがあるのかお答えください。

2点目です。審査会が条例違反と判断したにもかかわらず、NUMOはホームページで施設見学の経費の支出は事業に不可欠と弁明し、反省や謝罪の弁は一切ありません。全く理解ができません。

NUMOは経営理念の中で、基本方針として、私たちは地域との共生を大切にしますと述べています。また、行動指針として、法規範、倫理規範等を遵守し、公正かつ誠実に行動しますと述べています。自治体の法規範である条例に違反していませんか。条例を守るつもりもない組織と、どの自治体が共生したいと思いますか。NUMOの信用は地に落ちたと思います。NUMOは経営理念に反した行為をしたという認識はないのか、お尋ねしたいと思います。

また、寿都町や神恵内村を含め、ほかの地域でも同様のことを過去に行っていたのか、お答え願います。

経産省にはNUMOに改善指導を行う予定はあるのか、お尋ねしたいと思います。

時間がないので手短に、文献調査拒否の想定要因をいろいろ出していますけれども、それについてコメントをします。一番重要なのは、反発する住民からの声を聞くということだと思います。私が事前に伺っていたところでは、そういうふうなことをしていないというふうに聞いております。しかし、私は、そういう声を何度も聞いているんですけども、そこで反対住民がおっしゃるのは、交付金で応募を誘導するような金銭的便益の政策ばかり考案

する、経産省への大きな不信と、そのような政策によって誘発される地域分断に対する怒りの声です。

事実、そのようなことを「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」も、何度か声明も出しております。しかし、経産省が出した新たな施策は、地域の将来を議論、検討できる対話機会というものを提示しています。しかし、これでは多くの住民は、経産省が、より前の段階から交付金で住民を誘導しようとしているだけで、相変わらず地域の分断を引き起こそうとしていると冷ややかな反応をすると思います。

このような誤った方針は、即刻撤回し、まずは反対住民の声に真摯に耳を傾け、新たな対策を講じることだと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

では、八木委員、お願いします。

○八木委員

手短にと思いますが、基本的に先生方が、ここまで委員の先生方からお話がいったように、10 ページ目の方向性については、この方向でよろしいのではないかと私自身も考えるところです。ただ、やはりここに書かれていることが、単に、今の文献調査ではないものを、その前に持ってくるけれども、やろうとしていることは、それを薄めて同じようなことをやろうとしているかのように取られかねない表現が、やっぱり散逸されているように感じます。

先ほど、織委員のご指摘にもありましたし、例えば勉強会とか視察による理解促進というのを、本当にここで前面に出すこと自体が前提として、あり得るのかということ、もうちょっと議論した上でやらないと。本当は、文献調査がもともとそういう立てつけだったわけですね。必ずしも処分地になるわけではないけれども、ゆっくり丁寧に時間をかけて理解する期間としての文献調査だったものが、これまでの過去の経緯で、文献調査に入るイコール、もう、要は最後まで行かなければならないというふうに皆さんが思われるということで、その前を設計しようとされているんですが、このまま進むと結局、この前の設計をしても、また、これも同じように取られて、どうしても参画しにくいところにつながる懸念があると思います。ここは方向感としてはかまわないと思うんですけども、本当に具体的に、どこまでやるのかとか、誰がやるのかという辺りは議論するべきところだと思いますので、ぜひ、コメントをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋委員長

それでは村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。意見を用意していたんですけども、今のお二人のご意見を聞いて

て、この 10 ページにある新たなご提案について、賛成をこのままでもいいものかどうか、ちょっと悩み始めているところです。

基本的には前回の委員の皆さんのご指摘を踏まえて、こういうことが考えられるんじゃないかというアイデアを出していただいたのだとは思ってはいるんですけども、もし、この議論や検討に必要な会議、視察、調査等を行う際には、これから実施しようとしている対話の場のふりかえりも踏まえて、どこがそれを企画するのかあらかじめ公開しておくことが大切じゃないかなと思いました。

手を挙げることへの誘導にならないかという懸念を払拭するためにも、また、対話の場の公平性を確保することとも同じ根っこだと思うんですけども、それを企画し、提案し、運営するのはどこなのかというところを、やはり見直さざるを得ないのではないかなというふうに感じました。

それから、安全面への懸念、とりわけ 10 月 30 日の声明への対応について、18 ページに幾つか方針が書かれているんですけども、ここに書かれている内容だけでは、市民の懸念というのは払拭されないと思いました。

原子力施策に関する国や事業者への信頼というのがとても低いということは、原子力文化財団の定点調査でも明らかになっていますし、それに比べれば専門家、科学者の信頼性のほうが高いということも分かっています。専門家の意見というのは、もちろん賛成の方もいれば反対の方もいるというふうには思うんですけども、今回の声明だけでなく、以前、日本学術会議からも現在の方針について再考すべきという意見が出ていることを踏まえると、やはり、それらをこのままにして国の方針を主張するだけの情報発信では、理解の醸成にはつながらないと思います。この分野に専門的な知識を持たない一般市民の立場からしますと、科学者同士がかみ合った議論をしていただき、どこまでは事実として合意できるのかというラインを明らかにしていただいて、どこからが意見が分かれるのか、どういう判断をしたから国はこっちの政策なんだということが分かりやすく説明されているものをお示しいただく必要があると思います。そのためには、やはり違う立場の科学者との対話の場というのを、もう少し、これから丁寧に始めていくということが必要じゃないかなと思いました。

私も実はエコプロに参加してきました。あれは子供向けなのでシンプルにしているというのは理解できるんですが、今言ったような専門家の意見が分かれているところ、とりわけ日本中の人々が、日本は地震国で、脆弱な地盤の上に国があるんだというのを認識している中で、それを専門家はどう評価しているのか、その違いは何なのか、あなたはどのように考えますかと問いかねられるような、そういう展示になるといいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。多くの委員の方がおっしゃったことと、同じ意見を持つわけですが、文献調査は、今やっている議論と同時に、やっぱり技術的な検討もしていて、その場所が適切でない場合には排除しますという活動もしているわけです。

そこをなしに、文献調査は地域の方々とのコミュニケーションの場です、と言い切ってしまうと、それもまた、ちょっと偏ったことになるかなという気はします。

なぜ、そんなふうになっているかという、文献調査という言葉の中に、あまりに多くのことを突っ込み過ぎているから、皆さんが、立ち位置によって議論することが変わってきているんじゃないかなという気がするところがございます。

技術的には文献調査の中で文献調査をすることはあるわけで、そこはそれであるのと同時に、今日、皆さんが議論されているような場というものを、同じ名前でやるのか、違う名前でやるのか、それはいろんな判断はあると思いますが、きちんと、立てつけをより明確にしておくということがあると、混乱が少なくなるということを期待したいと思います。

それから、技術的な観点で言うと、吉田委員がおっしゃっていましたが、具体的に、例えば地域の方々がご心配されていることと、技術で検討していることというのが、つながっていない部分もあるような気がするんですね。

技術って、本当に技術で考えていないことがあるとすれば、それは技術をする側は受け入れて、いま一度、考えるということをするればいい。一方で我々が、こういうことを考えていることが、皆さんがおっしゃっていることと関わっているんですよということを丁寧に伝えるということも、あまり上手にできていない部分があるのかなという気がします。そういうところを丁寧につないでいくという作業ができるといいかなと思いました。

そういう観点からいうと、10 ページにある多くの委員の人がおっしゃっていた、新しい理解促進の活動というのを進めていくということは、私も方向性としては賛成するところでございますが、何をやるのかということを少し明確にし、地層処分事業として考える理解促進って何ですかという辺りを合意していくというか、お互いに理解をして進めていくということがあればいいかなと思いました。

多くの委員の方がおっしゃっていることとそれほど変わってはおりませんが、一応、申し上げさせていただきます。

○高橋委員長

織先生、何かありますか。

○織委員

今、ご提案されている10 ページのところ、何を話すかという話なんですけれども、先ほどからすごく話が出ていますけど、技術的なものについて、安全性という議論というのは、この日本国で地震が多い中でリスクがないなどということは絶対言えないと思うんです。だけど、私たちはそれとでも自国内処理をしていかなくちやいけない、使ったものに対して。その責任を一部の地域に負わせるということについて、どう考えるかという、そう

いった少し将来世代を見据えた議論、その地域の話ではなくて、むしろ私たちが人間として、人類としての責任をどうあるべきかというような、そういったような議論、将来世代の公平性といって、そういったものをもう少し日本国全体でもそうなんですけど、もし前広にできるのだったら、そういった少し視点をずらした議論をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございます。

それでは、一わたりご発言を頂戴しましたので、資源エネルギー庁から回答すべきところをご回答いただいて、あとNUMOについて発言がありましたので、NUMOからもご回答をお願いします。

○下堀課長

ご意見いただきまして、ありがとうございます。たくさんご意見いただいたので、なかなか答えるのがあれなんですけれども。

まず、10 ページについては、いろいろなご意見があります。全員の意見までは拾う時間がなかなかなさそうな気がするんですが、思いとしては、何人かの委員がおっしゃっていましたが、文献調査の思想というのが、いきなり処分場の建設じゃなくて、そのハードルを下げるための文献調査で、そこで調べられることを調べ、対話を重ねてという趣旨で、これは引き続きやっていきたいと、我々としても当然それは思っております。

他方で、それが、今まさに最後に織先生がおっしゃったような、今、北海道だけで文献調査が2か所で進んでいて、ほかではなかなか進んでいないということからすると、これは北海道だけの議論じゃないかというような気に、そんな誤解も与えかねないという中で、もっと各地で、よりハードルを下げつつ、地層処分について各地で理解を深めていただくような取組としてはどういったことができるかといったことを検討して、今、こういった案にしているというところでございまして、幾つかいただいた工夫、10 ページの施策がよりよくなるような工夫はご指摘を多くいただきましたので、しっかり意見を受け止めた上で、よりブラッシュアップしていきたいなというふうに思っています。それがまず、多く聞かれた意見であります。

それから、いろんな工夫がありますが、先に高野委員からあったところについては、NUMOからお答えがあると思いますけれども、国としては、まず、個別の自治体の条例とか、それに基づく判断というのは、コメントを差し控えたいと思うんですが、最終処分に基づく基本方針においても、国民の理解の増進のために研究施設などを活用した学習機会の提供、これを積極的に実施するということとしていまして、NUMOとしても、この施設見学の支援というのは、これに沿ったものだろうというふうに思っています。

それを実施するときに、関心を持っていただける方は、賛否を問わず対象としているというところでもありまして、そういった形で全国の皆様にこういった施策の支援なども含めて理解を深めていただけることは、これは大事なことだろうというふうに国としては思っ

ているというところでございます。

それから、あわせて交付金をまたというお話も、すみません、高野委員に続けてですけれども、新しい10ページでご提案しているような新たな施策では、交付金というのは交付せず、まさに必要な経費のみで対話とか、いろいろな勉強とか、まちづくりの議論とか、対話ということ、必要なものだけ、国で支援するというのを考えています。

それから、細かくいろいろとご指摘をいただいたような気がしますが、細かいところはしっかり受け止めた上で、いろんなルールを公開すべきとか、エネルギーからやってみてはどうかというご意見もございましたし、寿楽委員からも、撤退件の明確化とか、こういうところも含めて、しっかり、こういったことは、どういった工夫ができるか検討していきたいというふうに思います。

すみません。まず、私からは以上でございます。

○高橋委員長

では、NUMO、お願いします。

○田川専務理事

それでは、NUMOにございました質問等につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、高野委員からございました対馬市での政治倫理審査会報告書におきまして、私どもが理解促進活動の一環として行っております視察につきまして、これを政治的または道義的な批判を受けるおそれのある寄附に当たるというふうな判断をされたということでございます。

私どもの考え方でございますが、私どもは最終処分法に基づいて設置された法人でございますし、その事業自体も、先ほど下堀課長からございましたけれども、最終処分法に基づきます基本方針で国民の理解の増進のために、研究施設の視察などを行っていくものとなっているところでございます。

私どもは、この視察でございますが、観光的な要素で行っているというものではありませんで、具体的には例えば、北海道の幌延の研究施設でございますとか、あるいは六ヶ所村などをしっかり視察をいただいて、まずは知っていただくということで理解促進という観点で事業を行っているところでございます。

そういう観点で、今回この実施につきましては、いろいろな法的な弁護士への相談などをしながら、進めているところでございます。私どもの事業について、政治的または道義的批判を受けるおそれがある、寄附に当たるというふうなご指摘については、私どもとしては非常に残念なものと捉えているところでございます。

また、高野委員から法的な観点で幾つか贈収賄ではないかとか、あるいは政治資金規正法での問題点等のご指摘をいただいたところでございます。

こういった点については、さらに、解釈の問題なども当然含まれると思っておりますが、私どもとしましては基本方針に基づいて、しっかりと賛否にかかわらず、地層処分事業につ

いての理解を深めていただく活動ということで進めてきているところでございますし、その考え方、今後とも引き続きしっかり取り組まなければならないと思っているところでございます。

それから、私ども、エコプロというイベントが先週ございました。そこでの広報等について、コメントをいただいております。

私どもはいろいろな広報活動を行っているところでございます。ただし、なかなか全国に波及させていくということ、これは、ある意味では永遠の課題というところもございます。最近ではWe b等も使いながら、いろいろな取組をしておりますが、さらにしっかりと進めていきたいと思っておりますし、また、吉田委員からも、そして徳永委員からも、技術に関する広報について、いろいろなご指摘をいただいたところでございます。この技術のコミュニケーションについても、私ども、しっかりと取り組むべきところと自覚をしているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長

どうぞ。

○下堀課長

すみません。私、さっき全般的にお答えしたので、幾つかお答えしたいところを補足しますと、吉田委員から、地質上大丈夫であっても、先に進まないとか、そういったことは明確にすべきじゃないかというのはご指摘のとおりだと思いますので、どういう発信方法があるかも含めて、そういったところもしっかりやっていきたいと思えます。最初の長谷部委員からのプレゼン資料の形も含めて、それはしっかりとやっていきたいと思えます。

それから、織委員、それから八木委員からもあった、さっきの全体にも関係しますけれども、この事業は、まさに選択肢であって、地層処分の勉強というか、理解を深めることはやっていただきたいというのは、エネ庁としての思いではありますが、一方で、それを選択肢として検討した上で取らないということも認める、まさにそういった事業を、ある意味、実験的にやってみて、文献調査でなかなか固くて、誤解がなかなか解けないところを、この事業でチャレンジして、そういったところも柔軟な形ができるんだというのを示しながら、具体的なイメージを持って文献調査についても理解が深まることにつながればいいなというふうに思っております。

あとは市民の懸念、寿楽委員と村上委員からありましたけれども、専門家の方々の議論というのは本当に大事だと思うので、まさに異なる考え方を持つステークホルダーとどういった対話をしていくのかというのを具体的な制度設計を含めて、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

最後に、鬼沢委員からありました、環境の曼荼羅づくり、地域づくりを考えていただいている方々との連携というのは大変大事なご指摘だと思いますので、ぜひ、しっかり受け止めて都度検討していきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

前倒しで交付金を交付することについては、私、法律家として最終処分場法を昔からフォローしてきましたが、日本の地層の中から適地を見つける目的に照らして、正確に法律をつくったと思います。かなり厳密に法律をつくったので、法律の立てつけ自体を正確に理解するというのはすごく難しくなり、法律の仕組みを説明するのには大分時間もかかるだろうと思います。さらに言うと、地層処分の可能性についても、初手からお話しするというのではなくて、全国の皆様に理解していただくという点で、交付金制度をつくることは、私は良いことではないかと、個人的には思っています。

あと、もう一つ、村上委員からご指摘がありましたが、地層処分に慎重な研究、技術、教育の現場に係ることから、慎重に考えるべきだという声明が出されています。そして、この声明を無視することは、説明責任の観点で難しいのではないかと考えます。

ただ、ここで声明の内容を検討することについては、技術的なお話ですので、地層処分技術ワーキングにおいてしっかり議論していただきたいなと思います。また、議論の仕方についてもご意見、ご注文いただきましたので、徳永委員にその辺を踏まえてご議論いただければありがたいと思っています。そういう形で、地層処分ワーキングに対し、この件をタスクアウトするということでよろしいでしょうか。

○一同

はい。

○高橋委員長

では、そういう形でさせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて検討を進めてください。

続きまして、二つ目の議題に移ります。

対話活動の振り返りについて、NUMOからご説明をお願いしたいと思います。

○田川専務理事

それでは、資料の5でございます。最近の対話活動の状況と「対話の場」振り返り（総括）の進め方について、私からご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

最近の対話活動の例でございますが、こちらは神恵内村におきましてシンポジウムを開催したという事例でございます。11月25日に、専門家として北海道教育大学の岡村聡先生に参加をいただいて、ファシリテーターの佐野さん、大浦さんのもとで意見交換を行ったというものでございます。これについては資料をご参照いただければと思っております。

なお、岡村先生は、慎重な立場の方でございます。その方をお呼びしてシンポジウムを行ったということで、アンケートの回答も「とても役立った」「まあ役立った」というのが大半ということになっております。

続きまして、「対話の場」の振り返りでございます。2ページ目に第1回の小委員会でのご議論というものを、こちらはまとめているものでございます。

後でご参照いただければと思いますが、これを受けまして、「対話の場」の振り返りの目的でございます。3ページ目の下にございますように、この振り返りについては、地域対話を進める際の参考となるように、これまで行っております「対話の場」などに関する経験、教訓、留意事項を整理するということでございます。このために寿都町、神恵内村での「対話の場」を中心とした取組の振り返りを行い、その際に、地域の多様な声を集めて、第三者の専門家から助言、アドバイスを得ながら進めていこうという、そういう考え方でございます。

1回目の小委員会でのご議論を三つにまとめて、ご説明させていただきます。まず、今後の進め方、次に(2)の第三者専門家の多様性の確保、3番目が地域の多様な声の集め方というところでございます。

5ページ目が、今後の進め方ということでございます。

第2回小委員会での進め方を受けまして、地域の多様な声を聞くと①にございます。こちらでインタビューをしまして、そちらを基に第三者の専門家から、重要で落としてはいけない点、多様な声をしっかりと読み解いていただき、それを基にインタビューの要約、そして、それに対しては私どもNUMOとしての受け止めも踏まえて、それを小委員会でもたご議論いただくということでございます。そして、さらに、そういったご議論に対して今後に向けてどういう取組をすべきなのかといったところについての示唆を⑥で、アドバイスを第三者の委員からいただいて、報告書をまとめて、さらに小委員会でのご議論をいただいてフィックスしていくとでございます。さらに地域、寿都町、神恵内村でも、どういう声があったかということでのご報告をしていきたいと思っております。

次に、(2) 第三者専門家の多様性の確保ということでございます。

第三者専門家をお願いするのは、第三者専門家の役割、黄色のところがございますが、進め方、そして地域の声の読み解き、そして小委員会での議論を踏まえた今後の地域での対話に向けた示唆について、助言・アドバイスをいただくということ、そしてインタビューするときには、ご希望の方はオブザーバーとして同席いただくということでございます。

現在、5名ということで、それに追加で技術系の専門家1名と、そして過去の審議会委員で、かつ、対話方法論に詳しい専門家1名を追加して、計7名ということで進めていきたいと考えております。

7ページ目が多様な声の集め方でございます。

進め方といたしましては、「対話の場」に関与された方々を中心に、事業の賛否にかかわらず、ファシリテーターがインタビュー役となつて、グループインタビューを基本にして地域の声を丁寧にお聞きするということを考えております。

ただし、グループインタビューではなくて個別にインタビューを受けたいとか、あるいはフォローアップが必要な場合にはNUMO職員が丁寧に聞き取りを行うということ。そし

て、場の設置における大切なポイントである5項目と実際の活動を振り返ってご意見をいただく。公表前には、地域の方々にご報告をするということでございます。

下のほうに、インタビュー役として、現在想定しておりますのは「対話の場」のファシリテーターを務めていただいた方をお願いをしようかと考えております。これは地域の声をできるだけ拾うというのが目的でございます。そういたしますと、地域のある程度事情を承知しておられる方、こういった方をお願いをするのが一つあるのではないかとということでございます。

それから、インタビューの流れとしましては、趣旨の説明、そして「対話の場」の経緯、そして次の8ページ目でございますが、5項目についてのご意見をいただきたいと思います。

なお、ロジ、そして記録については民間の調査会社に、こちらはお願いをしようと思っております。

次のページが具体的にどんな項目かということで、これまでもお示ししております5項目についての質問事項、それに加えて、そもそも「対話の場」がどういう目的で開かれていたか、それが地域でどういうふうに理解されていたか、こういったことについても質問をしたいと思っております。

9ページ目でございます。具体的にどういう方にお話を伺うかということでございます。

9ページ目でございますように、寿都町、神恵内村につきまして、それぞれ「対話の場」の現在の会員、そして旧会員、こういった方々にお話を伺うということ。さらに関与されていない町民の方、こういう方についても、今後、協力を打診して進めていきたいと考えております。

最後が10ページ目、こちらがまとめということでございます。

インタビュー役でございますけれども、前回はNUMOということでございましたけど、そこをファシリテーター、寿都、神恵内の「対話の場」のファシリテーターをお願いをするということで、どうだろうかということでお諮りをさせていただきたいと思っております。

そして、第三者の専門家についてはオブザーバーとして、ご希望がございましたら、ぜひ同席をいただきたいと思っております。

質問項目の追加、そしてインタビューの対象者の拡大についてです。これは今後、関与しておられない町民、村民の方も対象に加えるように、協力を打診していきたいと思っております。

それから、インタビューの対象となる方のバランスでございます。これにつきましては、既往の参加者が年齢が高いというところがございます、限界はあるというところがございますけれども、ジェンダー、または年齢構成、そのほかの協力をお願いする際にバランスを取るようにしていきたいと思っております。

記録の保持については、相手方の了解の下に記録をしっかりと保持をしていくということでございます。

そして、地域での説明の際には、これは評価のためのものではなくて、あくまでも地域の声をしっかりと集めるということで、振り返りの趣旨が伝わるように留意をしていきたいと考えているところでございます。

概要は、以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

ただいまのNUMOの説明につきまして、ご質問、ご発言を希望される場合は、先ほどと同様に発言表明をしていただければありがたいと思います。

大変申し訳ないんですが、活発にご議論いただいているので、多くの方にご発言いただくために、1分半ぐらいでまとめていただければありがたいなと思っています。したがって、50秒程度でベル、チャットボックスでお知らせしていただきたいと思いますので、大変申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

では、三井田委員。

○三井田委員

三井田です。手短に頑張ります。

NUMOさんの説明だと、第三者専門家の方からの助言・アドバイスをもらって、こう進めていきますという案、おおむね、私もいいのかなというふうに思っています。

ただ1点、3番、4番のインタビュー対象者の拡大、対象のバランスという部分で、多様性も大事なんですけど、ある程度、地域の縮図としてのバランスが取れるかどうか。要は、賛否、賛成、反対、慎重、容認、無関心、いろいろな方々がいらっしゃると思うんですけど、その地域の声のバランス、どうしても意見がある人の声って大きくなるので、そういったことで地域の人達の見解の、数のバランスや割合を見誤らないように、全体として聞く方々がどう思っているかという縮図的な形で意識調査というか統計的な調査になるといいと思うので、そういった意味ではジェンダーとか年齢構成、将来世代の方々はどう思っているかというのも押さえておくポイントで大事だと思うので、その辺は考慮していただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員

こういう進め方をしていただければというふうに思います。

それで、私が思うには、インタビューに対面で話をするとき、インタビューされる方々は、なぜ「対話の場」の振り返りが必要なんですかというところが、やはり一番重要ではないかと思う次第です。なぜ、私たちはここに来ているんでしょうというところが、うまく受渡しができないと、多分、そこからボタンの掛け違いといいますか、いわゆる、せつかくそ

ういう場を設けたにもかかわらず、異議、意見を収集できなかったといいますか、抽出できなかったということになりかねないと思いますので。思うに、これまでの「対話の場」が透明性、客観性、中立性、公開性といったものが保てられてないからというのが、どこかにあると思うんです。それは、じゃあ、なぜなのかという自己反省の下で、NUMOもエネ庁も、その課題をできるだけ解決することが大事というふうに考えているので、恐らくインタビューの方々のお借りしたいんだというのがスタートだと思いますので、その辺の最初の入り口の部分を大事にして頂ければと思います。

あとは、スケジュールに縛られ過ぎないようにされるほうがいいと思うのと、人選のことは、今、言われていましたので偏らないということだと思います。

あと最後に、ファシリテーターの方々には確かに一番ベストだと思うんですけど、かなりの時間、労力も、いわゆるそれも拘束することになると思うんですね。そこが、ちょっと私は心配といいますか、それらの方々も恐らく仕事を持っておられるでしょうし、ボランティアでやられるのかもしれませんが、その辺は余人を持ってというのはあるかもしれませんが、その辺はぜひ考慮いただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、長谷部委員、お願いします。

○長谷部委員

私、前回休んだせいかもしれないんですけど、インタビューを何のためにするのかというのを考えていまして、「対話の場」の振り返りのためのインタビューであるということのように理解していました。ということは、例えば、ファシリテーターの方も「対話の場」の運営じゃないですけど、ご参加されたお一人ということを見ると、インタビューをどのようにするのかということに関しては、非常に注意深く第三者的な方といいますか、ニュートラルな方、「対話の場」にがつつり貢献されている方ではないほうがいいのではないかなというふうに思いながら、何のためのインタビューかということを考えますと、ということをおっしゃったので、意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、織委員、どうぞ。

○織委員

ありがとうございました。

私も、これが何のためにするのかということを、もう少し明確にしていきたいなというふうに思います。なので、どこか改善するポイントがあるのを知りたいのか、あるいは、成功事例を見ていきたいのか、あるいは、より広く本当に一般にどう理解されているのかを

知りたいのか、それによって質問項目は違ってくると思うんです。

この五つの質問項目がというか、ポイントのところは、目的によってはむしろなくて、フリーで聞いて、潜在的にどういう意見があるのかということを出したほうが、むしろ目的に合っているということも十分あり得ると思うので、実はこの話を聞きながら、一体何のためにこれをやるのかというのが、どうも明確じゃない。多分、聞かれるほうの人も、何のためにこれやるんだろう、どうしてこの質問を関連づけるんだろうということがすごく疑問に思うと思うので、そこはNUMOのほうで、何のためにこれをやっていくのかということ、を、もう少し議論していただいて、その上でリサーチクエスチョンを作っていただきたいなと思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

寿楽委員、いかがでしょう。

○寿楽委員

私は今回のNUMOの提案は了としかねます。これは3ページにあるように、ワーキングでこの前、合意したのは総括することであって、それは振り返るというふうにかなり読み替えておられて、評価のためではないという誤解のないようにとかということも書いてあるんですけども、忌憚なく、改めるべき部分も含めて地域の皆さんからご意見を伺うということをお願いしていたものと考えます。

そういう意味では、ファシリテーターの方に総括の聞き取りのインタビュアーをお願いするというのは、ファシリテーターの方々のファシリテーション自体も、ある意味では、振り返られ、総括されるべきなのですから、利益相反が発生しますし、地域の皆さんは、当然、目の前におられるファシリテーターの方々に、こういうことを直してほしいとかということとは、ソーシャルな意味で言いづらくなるわけですので、そこは第一当事者ではない方にインタビューをお願いするというのが、通常、調査倫理的な観点から当然だと思います。

ですので、これは非常に問題があると考えます。

また、事務局で取りまとめをしていくということ、実務作業はそういう場所で行うのはよいのですが、5ページでプラスNUMOとしての受け止めと書いてありますが、この作業の核心は、エネルギー庁とNUMOで「対話の場」をどのように受け止めるのかということ、を虚心坦懐に振り返っていただいて、その結果をこちらへ、この審議会へ戻していただくというところにあるので、その部分がこの図の中に、あたかもプラスアルファであるかのように、しかもNUMOの部分だけ書かれているというのは、ちょっとこれはあまりにも当を得ないものであるように感じまして、そこは非常に不満です。

ですので、市民の皆さんの中には苦言もあっていいはずですし、ファシリテーターやファシリテーションについてのものもあっていいはずですので、そういったご意見もしっかり拾って、お願いをしているのは総括なので、評価も入っていいはずですし、それは市民の皆さん、住民の皆さん次第というところですから、そういった形で改めて案をお示しいただき

たいなと思っております。今日は、ちょっとこれは、私は了解できません。

○高橋委員長

村上委員、どうですか。

○村上委員

まず、5ページのフローなんですけれども、④のインタビューまでは流れがよく分かるんですけれども、その後の⑤から⑧までの間にもう少し小委員会とのやり取りとか、助言・アドバイスをいただく第三者専門家とのやり取りとか、そういうものが、ご説明を聞いているとあるのかなというふうに受け取れたんですけれども、明確に書いていただけるとありがたいなというふうに思いました。

また、評価の場ではないという言葉が使われているのは、恐らく地域の方々が自分たちが評価されるというふうに思われてしまうと、私たちも申し訳ないと思いますので理解はするのですが、ただ、「対話の場」自体がどう持たれるべきだったのかということ客観的に考えるためにも、皆様の率直な意見を伺いたいというような場であるということが伝わるのが重要なというふうに思いました。

それから、地域の多様な声の集め方についてなんですけれども、今、ファシリテーターがインタビューをするのはいかがなものかというご意見もありました。私もそれは感じましたが、一方で、地域の人たちが安心して話せる、関係性を既に構築されているというメリットもあるのかなと思った次第です。ただ、おっしゃるとおり、そのやり方に不満を持っている方がいても、それが素直に出せないというデメリットもあるので、ぜひ、ここはもう一度考えていただきたいと思うのと、もしくは無記名のアンケートを並行して行ってはいかがかなというふうにも考えました。

それから、インタビュー項目だけでなく、どのような問いかけをするのかというのも、もしお二人にインタビューをしていただくにしても、第三者の専門家の中にもファシリテーターさんはいらっしゃるんで、その人たちとも議論して、いい問いを立てていただくのがいいかなというふうに思いました。

それから、対象ですけれども、関与されていない方々の声を把握することというのは、とても重要だと思うので、例えば、これは広くアンケートをして、ベースとなる情報を得つつ、その中でインタビューを受けてくれる方を募るとか、そういうようなやり方もあるのではないかなというふうに思いました。

最後、1点、インタビューで振り返ることはできない、別途カバーしなくてはいけない視点もあると思っています。「対話の場」というのがどのような体制で行われるべきか、グラウンドデザインは誰が決めるべきかなどについて、ぜひ、第三者委員の皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

鬼沢委員ですか、お願いします。

○鬼沢委員

グループインタビューの形式はとてもいいと思います。なかなか1人では緊張したりして、思っていることが言えないというのがありますし、グループインタビューをすることで、別の方が発言したことで思うこととか、また、今は忘れていたけど、新たに思い起こすこととかがあるので、なるべくグループインタビューのほうが、皆さん、ざっくばらんな意見が出てきていいんじゃないかなと思います。

それと、この委員会では総括という言葉が使われますが、委員会やエネ庁さんやNUMOさんにとっては総括なのかもしれないけど、今、村上さんがおっしゃったように、地域の人にとっては総括なんて言葉を聞くと、何で私たち総括されなきゃいけないのと、やはり思うと思います。私が逆の立場なら思います。そういう言葉は使ってほしくないなと。だから、振り返りという言葉を使っていっちゃると思うので、委員会の中で使っていたとしても、地域にそういった言葉を発するのは、やはり、ちょっと失礼なんじゃないかなと思います。

なぜかという、文献調査はこれで終わりなわけではなくて、これから延々続いていくわけですから、まだまだ初歩の段階だと思うので、そういう言葉は地域にとってはちょっと禁句なのではないかなと、私は思います。

○高橋委員長

じゃあ、高野委員、どうぞ。

○高野委員

まず最終に、NUMOの回答が先ほど不十分だったので、まず、そこを確認したいと思います。

NUMOの費用負担による市議会議員を対象にした研究施設への視察旅行を、これからも続けるのかどうか、イエスかノーでお答えください。

もう一つ、審査会が条例違反と判断したわけですが、それを受け入れているのかどうか、確認したいと思います。

次に、「対話の場」について、3点、提案したいと思います。

まず、1点ですが、今後の進め方というのを見ると、住民への聞き取り調査しか表記されていません。私は、ここの小委員会の委員ですとか、第三者専門家が「対話の場」の運営に関わったNUMO職員への意見聴取というものもすべきだと思います。ファシリテーターの選定過程ですとか、基準がどうだったかの分析ですとか、あるいは寿都では調査に反対するメンバーの要求がほぼ無視されたと聞いているので、そういうことの解明など、「対話の場」の運営全体を全体的に検証する必要があると思いますので、NUMO職員への意見聴取、これは不可欠だと考えております。

2点目ですが、第三者専門家として技術系の専門家1名が追加となっていますけれども、事前に聞いたところによると、その専門家は地層処分技術ワーキングのメンバーというふうに聞いております。しかし、それでは技術ワーキングで議論された内容を「対話の

場」でNUMOが説明していたということなのですから、その内容をワーキンググループメンバーでもある方が第三者専門家として検証するのは限界があると思います。ですので、外部から批判的な意識を持った専門家を1名追加するということを提案します。経産省の資料にもある10月30日に発表された地層処分に関する声明の呼びかけ人の中から、推薦を募るというのも一つのアイデアかなというふうに思っております。

最後ですけれども、これは繰り返しになりますので、ほぼ省略しますが、やはり、インタビューがファシリテーターというところでは、これは「対話の場」の当事者でもあると思いますので、客観性の確保のためには限界があるというふうに思っております。第三者専門家が例えば聞き取り調査を行うということも、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、NUMOから回答すべき質問、意見について、順次回答をお願いしたいと思います。

○田川専務理事

それでは……。

○高橋委員長

すみません。八木委員がまだだとのことでした。

八木委員、ではお願いします。

○八木委員

手短にしたいんですけれども、先ほど、今、高野委員も言及された、ご意見を踏まえて追加したというのは、どこのご意見なのかということをお明らかにしておいていただきたいと思います。

あと、スケジュールについてなんですけれども、先ほど、吉田委員のほうからは、できるだけ丁寧というふうなお話があったんですが、それ自体は私自身もそうだと思うんですけれども、丁寧にするということは、これはいつまでも、要はずっとインタビューが続くということにもつながりかねないので、スケジュール感をもう少し具体的に、どのようなイメージでいらっしゃるのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一つ、3点目は、ファシリテーターがインタビュアーであることをどう考えるのが幾つか議論になっていると思うんですが、第三者性をどのくらい担保するかとか、いろんな議論があると思うんですが、同時に皆さんが思っていることを本当に率直に話せる状況をつくるということも、一方で非常に大事だと思います。その意味では、ファシリテーターがやるというふうに決めるというよりは、本当に聞き取られる方によっては、この人に聞き取ってもらって、ちゃんとこういうふうに残してほしいというようなご希望もあったりすると思いますので、そこはファシリテーターにすると決めるのではなくて、選定過程でもう少

し皆さんのご意見を聞かれたほうがよいかというふうに思います。

これもちょっと重複しますが、**「対話の場」**に今、残られている方の意見というのは、いろんな形でまだ拾えていると思うんです。特に多分この聞き取りにおいて大事なものは、要は、こういうものに反対していたり、参加しないという表明をされている方であったり、できるだけ距離を取って、ここに行かないというふうに思っている方々の声を聞き取るところだと思うので、そういう方々にいかにアクセスできるかというふうな観点から聞き取り者を設定していただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

徳永委員、では、手短にお願いします。

○徳永委員

今、八木委員から質問があったご意見を踏まえて、技術系の専門家を入れていただいたらいいんじゃないかと申し上げたのは、私ですということを申し上げます。

それから、地層処分技術ワーキングのメンバーが参加することが不適切であると僕は思わないところがあって、それは地層処分技術ワーキングでやっていることは、文献調査の結果をどういうふうに技術的にまとめることが適切ですかという話を議論したわけであって、文献調査の**「対話の場」**に関する技術的なサポートをしたわけでもなく、そういうような技術的な部分で地層処分に関わる人間は、そういうところの議論に参加するべきではないというようなストーリーをつくるということは、僕は適切ではないと思いますので、発言させていただきました。

以上です。

○高橋委員長

じゃあ、NUMO、ご回答、すみません。お願いします。

○田川専務理事

先生方、委員の方々、ご意見等ありがとうございます。

まず、この振り返りでございますが、まだ**「対話の場」**というのは継続中でございますので、評価をするという段階、これはいずれにしても、まだ今の段階で評価というのは、なかなかできないと考えています。ただし、我々としては、次の地点などを見据えたときに、少し参考になるものを集めていこうと、それが出発点だったのではないかと思います。そういう面で、評価ということでやる場合とは少し異なるのではないかと、私どもは考えているところでございます。

さはさりながらでございますけれども、寿都、神恵内のファシリテーターに話を伺いたいと思います。これについては、一つの考え方として、それがいいという地元の方々もいらっしゃると思いますし、そうでないという方もいらっしゃると思います。そこは具体的な調整の中で調整をしていければと考えているところでございます。

それから、織先生からもありましたし、長谷部先生からもありましたけれども、何のため

にやるのかというところです。これは、やはり対話活動、こういったものを今後もいろいろなところでやる可能性もあると。そういう中で参考になるところをまずは住民の方、「対話の場」の相手となる皆さん方から、どういうところが十分であったか、十分でなかったかと。むしろ、我々としては、改善をするところは何なのかという観点でお話を伺い、まとめをしていかなければならないところだろうと思っております。

そのような面で、寿楽委員会からのご指摘ございました、資料の5ページ目になります今後の進め方のところで、NUMOとしての受け止め、まさに今の段階では、NUMOとしての受け止めとして、どういうことを改善していかなければならないかというところが、やはり中心になってくるのではないかと思っております。

私どもは、そもそも「対話の場」自体を進めるに当たっても、いろんな試行錯誤をしております。それが本当に、住民の方との関係でどうだったのかということを、これは虚心坦懐に受け止めたいと思っております。書き方などは少し修正をしていきたいと思っております。

それから、委員の第三者の専門家の追加につきましては、先ほど、徳永委員からもお話があったところかと思えます。ここでは、技術のコミュニケーションという観点を考えて、私どもも追加をしたところでございます。何も地層処分事業に対して、賛成・反対というよりも、むしろ対話活動の中での技術コミュニケーションという専門の観点から、どのように評価をいただくかということでございます。

それから、1点、大前提でございすけれども、質問事項については、これは私ども、ドラフトは作成いたしますけれども、当然に第三者の方にしっかりと、どういうことを聞くのかということ、それをあらかじめご相談をして固めた上で、インタビューを具体的に進めていくという段取りで進めていきたいと思っております。

それから、高野委員からございました2点でございす。今後も、この事業を進めるのかということでございす。私どもとしては、実際の現場を見ていただくというのは必要な事業だと思っております。そのため、今後必要があれば、鋭意行っていく話ということでございす。

それから、審査会の報告書について、受け入れるかどうかというところでございすが、そもそも私どもがその場に出て説明などをする場などもございせんし、ある意味、外にいる立場でございすので、そこで出た結論については、先ほど申し上げましたとおり、結論として残念であったというところでございす。現段階では、それ以上のコメントというものはなかなか難しいというところでございす。恐縮でございす。

○高野委員

NUMOに対して聞き取り調査の件について、お答えください。「対話の場」についてです。「対話の場」についてNUMO職員に対して、ここの委員ですとか、あるいは第三者専門家が意見聴取をするということに対して提案したんですけれども、それについてお願いします。

○田川専務理事

それは、そうですね。今後のやり取りの中で、多分、第三者の専門家、または小委員会の中でご疑問があれば、そこについては私どもとして対応していくということになるのかと思っております。

○高野委員

委員の中で、この小委員会の中のみでの対応ということですか。別途に意見聴取を集中的に行う、そういう意思はないということでしょうか。

○田川専務理事

意思がないというのではなく、今、ご提案をいただいたところなので、どういうふうにこの中で対応をしていくかということでございますが、振り返りの目的は、あくまでも地域の方の声を集めて、その中でいろいろな論点があれば、その中で私どもも対応させていただくということではないかと思っております。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

私からも、かなりいろいろな議論いただいて深まったんじゃないかと、相当深まったなというふうに思いました。振り返りというのは、どういう意味なのかということも大分明確になりまして、まだ文献調査が進んでいる中で、今後に参考にすべきものを酌み取るという姿勢でやっていくというところで、質問項目についても、そういうものを配慮しながらやっていくというところが明確になったんじゃないかと思います。

あと、ファシリテーターの点につきまして、つまり、どういう方がインタビューをお受けになるかについては、かなり、いろんな方から、ファシリテーターだけでやるのはどうかという話があったと思います。この辺はNUMOとそれから資源エネルギー庁でよく相談していただいて、八木委員もおっしゃいましたが、私はこの人に聞いてほしいとかというのがあれば出してもらおうとか、いろいろなやり方はあると思いますので、非常に貴重な意見をいただきましたので、ぜひ、その辺は生かしていただければありがたいというふうに思います。

私からは以上でございますが、最後に事務局から何かありましたら、お願いしたいと思います。

○下堀課長

ありがとうございます。

私からは本日の議論を踏まえた今後の小委員会の開催の流れについて、お伝えいたします。

まず、前半議論させていただきました最終処分の施策につきましては、本当に忌憚のないご意見いただきましてありがとうございます。先ほども申し上げましたが、本日ご意見いただいた内容、いろんな点を踏まえて、今後の検討に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、後半の対話活動の振り返りについては、今、高橋委員長にもまとめていただき

ましたけれども、寿楽委員から、あるいはほかの委員からもご指摘いただいて、まさにファシリテーターが聞くのかどうかというところを、もっと柔軟にとか、地域の皆様を踏まえながらということも踏まえまして、しっかりNUMOと検討していきたいというふうに思っております。また、しかるべきタイミングで、皆様にご報告をさせていただければと思っております。

次回以降の開催につきましては、事務局で調整の上、委員の皆様にご個別にご連絡を申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

ありがとうございました。

それでは、久米部長がいらっしゃっております。ご挨拶、よろしくお願いいたします。

○久米部長

電力・ガス事業部長の久米でございます。本日、遅刻してまいりまして、申し訳ございません。

高橋委員長をはじめ委員の皆様方、お忙しい中、お集まりいただきまして、また、こんな時間まで熱心なご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

今日のご議論もそうでしたけれども、最終処分の問題、課題、まさにいろんな意見を有する国民の方々、住民の方々とどう向き合うのか、どうコミュニケーションを深めていくのか。そのときに我々として、どういう情報発信の仕方が一番信頼という観点でも、正確な情報という意味でも適切なのかということを、本日お集まりの皆様から貴重なご意見をいただけると、大変ありがたいなと改めて思った次第でございます。

その過程でも課題の本質的な意味をどういうふうに伝えていくのかと。その流れの中で文献調査を含めて、それぞれの事業の持つ意味と我々が何を皆さんに議論していただき、何をそれぞれの段階で決めていかなきゃいけないのかということを改めて整理して、きちんとお伝えしていくということが、本当に大事だなというふうに考えた次第でございます。

今日も大変いいご議論をいただきましたし、貴重なご指摘もいただきました。今日のご議論にもありましたけれども、正直申し上げて、我々も試行錯誤しながらやっているところもございますし、ただやってみて、また不十分であれば、さらによくしていくという形で、どうしてもやっていかざるを得ないという点も、皆さんにもご理解いただきながらということでもありますけれども、お願いできると大変ありがたいなと。なかなか100点は取れないですし、合格点を取れているかどうか、ぎりぎりのところかもしれませんけれども、本当に皆さんの貴重なご意見をいただきながら、一步一步進んでまいりたいというふうに思っております。

本当にありがたいのは、いろんなご議論があっても、最終処分という課題そのものが日本全体でしっかり議論しなきゃいけないという課題だという点については、かなりの方が同意して応援してくださるという中で、貴重な機会を今後もぜひ重ねていただいて、前に進めていければというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

事務局とNUMOは、本日の議論を踏まえまして、さらに検討を進めていただければありがたいと思います。

○田川専務理事

承知いたしました。

○高橋委員長

よろしいでしょうか。私からは以上でございますが、いいですね。

これをもちまして、第2回の特定放射性廃棄物小委員会を閉会させていただきます。

本日はご多忙のところ、長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。